新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン (第10版)

令 和 4 年 8 月 3 日

秋田県小学生バレーボール連盟

目 次

- I. 感染予防の基本的な考え (P. 2)
- Ⅱ. 活動時における対策 (P. 2)
 - 1. 具体的な感染予防対策 (P. 2)
 - 2. 留意点 (P. 3)
 - 3. 交流試合等(練習試合、招待試合、他団との交流を含む)及び遠征、合宿について

(P. 4)

- 4. 県小連主催・主管の大会、その他について (P. 5)
- 5. 県外との往来、県外の人との直接的な接触(会食や生活を共にする等)後の対応

(P. 6)

- 6. その他 (P. 6)
- Ⅲ. 県小連主催・主管の大会開催時における対策 (P. 6)
 - 1. 具体的な感染予防対策 (P. 6)
 - 2. 大会主催者が準備、対応すべき事項 (P. 7)
 - 3. 大会当日の受付時の留意事項 (P. 8)
 - 4. その他留意事項 (P. 9)

I. 感染予防の基本的な考え

新型コロナウイルス感染症予防対策については、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部および秋田県スポーツ少年団が示す方針に基づき、選手等の安全・安心の確保と継続的な活動の維持を目的に、基本的な感染対策を実施するものとする。

Ⅱ. 活動時における対策

1. 具体的な感染予防対策

- (1) 健康観察及び対応
 - ① 活動前に検温や健康観察を実施し、以下のような症状が見られる場合や少しでも体調に 異変がある場合は活動への参加を見合わせる。
 - ・ 平熱を超える発熱
 - ・咳、のどの痛み、強い頭痛などの風邪症状
 - ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - •嗅覚や味覚の異常
 - ② 体調不良の症状がみられる場合には、速やかに帰宅させる。
- (2) マスクの着用
 - ① 活動中(活動準備・後片付けを含む。以下、同じ。)は、関係者全員正しいマスク着用を原則とする。
 - なお、マスクの正しい着用による感染予防効果は、鼻を隙間なくふさぎ、ほほやあごの位置を 確認し、フィットした状態で発揮されることから、いわゆる鼻だしマスク、顎マスクは十分な効果 を得られないことから、正しい着用を行うこと。
- ② 活動中において身体への負荷(息苦しいなど)を考慮したうえで、夏場は熱中症対策を優先し、自身の体調やスポーツ活動に支障のない範囲での着用とし、感染防止に必要な人との距離(2m以上を目安)を確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを外すことができるものとする。
- (3) 十分な距離の確保
 - ① 一度に大人数(選手、指導者、保護者等)が集まり密集した状態を避ける。
 - ② 人数が多く、その距離の確保が難しい場合は、複数グループに分ける、時間や活動日を分散させるなど配慮する。
 - ③ 活動中、活動中以外に関わらず、感染防止に必要な身体的距離としてなるべく 2m以上を確保することが望ましい。
- (4) 手洗い・消毒等の実施
 - ① こまめな石鹸による手洗いおよび消毒液を配置し、常にアルコール等による手指消毒を行うことができる状態にするとともに、正しい手洗いおよび消毒方法を確認し徹底させる。(手洗いは30秒以上)
 - ② 多くの選手が手を触れる箇所や用具等を消毒する。ボールやボールケースなど、選

手が共用する道具類は使用する前後に消毒を行う。

(5) 飛沫の拡散防止

飛沫の拡散を防ぐため、向かい合っての発声や大声での活動・応援、互いに接近した円陣・ ミーティングを避けるように努める。

- (6) 練習会場の管理
 - ① 練習会場(更衣室等を含む)は、可能な限り窓や扉を解放し、常に換気されている状態が望ましい。
 - ② 上記①が難しい場合は、30分毎に5~10分程度のこまめな換気を行う。
 - ③ 更衣室やくつ置き場については、「三つの密」が発生しないよう、十分な広さと換気性の高い箇所を選定し、分散使用・時差使用等、施設の状況に応じて工夫する。
- (7) その他
 - ① 新型コロナワクチンは、年齢に応じた回数の接種によって、発症予防効果が認められ、重症化予防効果が期待されていることから、接種を受けることが望ましい。
 - しかしながら、接種については、対象者が納得したうえで判断し行うものであることから、接種を強制するものではない。
 - ② 活動後は、速やかに帰宅すること。

2. 留意点

- (1) 選手の活動参加条件
 - ① 選手に対し、活動参加前に体温測定を義務付け、Ⅱ.1.(1)①と同様の症状がある場合には参加させないようにする。決して無理はさせない。
 - ② 同居家族等で発熱者がいる場合も参加を避けることが望ましい。
 - ③ 上記①、②の場合は、5 日間の健康観察期間を設けることが望ましい。ただし、濃厚接触者 指定又は PCR 検査等の結果、陽性が確定した場合は保健所等の指示に従うこと。
- (2) 活動の基本スタイル
 - ① 活動中は、選手同士が接触しないように活動メニューを工夫し、可能な限り時間短縮を検討する。
 - ② 手をつなぐ、腕を組むなどのトレーニングは避ける。
- (3) 活動中の選手行動
 - ① 汗拭きタオルは、個人用とし共用しない。また、カゴ等への集約により、個々の所有物が接触することのないよう注意する。
 - ② 飲み物は、個人用のボトルを使用し共用しない。
 - ③ あらゆる場面でソーシャルディスタンス(周囲との間隔を2m以上)を意識する。
 - ④ 休憩中も人との十分な距離を確保し、マスクをはずした会話は行わない。
 - ⑤ 活動中、こまめな手洗いまたは手指消毒を行う。
 - ⑥ 指導者及び保護者は、選手に対して少しでも体調が悪い場合は、指導者にその旨を申し 出ることを指導する。
- (4) 指導者の対応

- ① 選手と対面しての挨拶やミーティングを行う場合は、ソーシャルディスタンスを確保し、必ずマスクを着用するとともに、時間はなるべく短くする。
- ② 選手の体調不良を把握した場合は、速やかに帰宅させる。
- ③ より短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。
- (5) 保護者の対応
 - ① 活動に参加する場合は、参加前に必ず体温測定し、他の家族の体調にも留意する。
 - ② 選手の体温が平熱であっても、顔色や食欲等を観察し、少しでも不安を感じる場合は無理をさせず休ませる。
 - ③ 保護者や関係者が見学する場合も、十分な感染予防対策を講じる。
 - ④ 活動中は、「三つの密」を伴う会話は行わないよう注意する。
- (6) 県外との往来(※1)があった場合の対応
 - ① 選手、指導者及び保護者等が、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域(以下、「緊急事態措置区域等」という。)との往来があった場合には、帰県の際、PCR 検査等の受検や帰県後2週間程度(※2)の徹底した健康観察を行うとともに代表指導者及び親の会に必ず申告し、情報共有すること。
 - ② 緊急事態措置区域等の人と接触があった場合も、①と同様の対応を取ること。
 - ③ 緊急事態措置区域等以外の県外との往来及び県外の人との接触後、無症状であっても感染の不安を感じる場合は、無料の PCR 検査等を積極的に活用すること。
 - ④ PCR 検査等を受検した場合、陰性を確認するまでは、活動に参加してはならない。
- (※1) 日常的な仕事(物流・運送サービス等を含む)や感染リスクを伴う混雑や会食を伴わない一時的な 入学試験、各種資格試験等のための往来・接触であることが確認できる場合を除く。(県外との往来に ついては、以下、同じ)
- (※2) オミクロン株の場合は7日、オミクロン株以外の場合は2週間とする。

3. 交流試合等(練習試合、招待試合、他団との交流を含む)及び遠征、合宿について

- (1) 交流試合等(練習試合、招待試合、他団との交流を含む)への参加
 - ① 交流試合等への参加判断は、自チーム内で感染が疑われる症状がないことや相手チームの地域の感染状況を踏まえ、保護者の承諾を得た上で判断し、参加する場合は考えられる最大限の感染予防対策を徹底すること。
 - ② 県外での交流試合等への参加や県外チームとの交流、県内外で宿泊を伴う活動を行う場合は、「秋田県新型コロナウイルス感染警戒レベル(以下、「警戒レベル」という。)」に応じて次のとおり対応すること。

【警戒レベル1の場合】

- ・地区小連理事長へ必要事項(日程、内容、目的地、参加者氏名、連絡先等)を記入した活動計画(様式は任意)を提出し、必要に応じて地区小連理事長の指示を受けるものとし、併せて団員が所属する市町村の行政機関等、学校が示す帰県後の健康観察(自宅待機)期間などの指示を受けるとともに、II. 2. (6)の対応に準じた適切な対応を取ること
- 各種大会開催前に県外での交流試合等への参加や県外チームと交流した場合は、大

会当日提出する「大会参加者健康観察及び連絡名簿(以下、「提出用名簿」という。)」にその旨を必ず申告するものとし、帰県後の PCR 検査陰性証明書を提出できない場合や健康観察期間に異変が認められた等の場合は、大会への参加を遠慮いただく場合があることを認識のうえ、参加の可否を判断すること。

【警戒レベル2以上の場合】

・ 県外での交流試合等への参加は、真にやむを得ない大会(※3)を除き控えることとし、真に やむを得ない大会に参加する場合は、団員が所属する市町村の行政機関等、学校に必ず 報告・相談し、帰県後の健康観察(自宅待機)期間などの指示を受けるとともに、II. 2. (6) の対応に準じた対応を取ること。併せて、県外チームを招いての活動及び県内の活動でも、 宿泊を伴う活動(合宿等)は、当面の間実施しないこと。

(※3) 日本スポーツ少年団や中央競技団体等が主催する全国・東北大会。

- (2) 交流試合等(練習試合、招待試合を含む)の開催
 - ① 各チームが交流試合等の開催を計画する場合は、「Ⅲ. 県小連主催・主管の大会開催時における対策(以下、「大会開催時の対策」という。)」を参考に開催を計画し、事前に地区小連に報告すること。ただし、練習試合の場合は報告の必要はない。
 - ② 開催の際は、「大会開催時の対策」、最新の「大会開催・実施時の感染防止対策チェックリスト」に沿った感染予防対策を確実に実施すること。
 - ③ 適切な感染予防対策が実施できない場合や団員等の安全・安心が保障できない場合には、 交流試合等の開催を中止または延期すること。
- (3) その他

行政機関及び秋田県スポーツ少年団本部から別途方針が示されている場合は、その方針 の遵守を最優先すること。

4. 県小連主催・主管の大会、その他について

- (1) 本連盟が主催または主管する大会・講習会等の各事業については、新型コロナウイルス感染状況に応じて行政機関及び秋田県スポーツ少年団等の方針に従い、都度対応を検討する。
- (2) 大会開催の判断は、警戒レベル及び県内の感染状況を参考とし、警戒レベル1及び2の場合は、考えられる最大限の感染予防対策の実施を前提に次のとおり判断すること。

なお、警戒レベル 3 以上の場合や行政機関及び秋田県スポーツ少年団等から自粛等の要請があった場合は開催しない。加えて、事前に選手・指導者・役員等大会関係者及びその同居家族等に感染が判明した場合は、開催を中止する場合がある。

【警戒レベル1の場合】

・会長専決とする。ただし、会長が必要と認める場合は、必要に応じた役員等で審議のうえ判断することができるものとする。

【警戒レベル2の場合】

- ・常任理事会で審議のうえ、会長が最終判断するものとし、警戒レベル 1 より強化した感染 予防対策(入館者数を制限するなど)を実施するものとする。
- (3) 大会等への参加条件は、本連盟が定める最新の「新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン」を遵守することとする。
- (4) 各地区における大会の開催については、各地区小連において、上記と同様に警戒レベルを 参考とし、各地区の感染状況を鑑み、また、地区の関係市町村教育委員会及びスポーツ少年 団本部からの方針に従い、判断するものとする。
- (5) 県小連主催・主管の大会、その他の大会において、やむを得ず昼食を摂る必要がある場合は、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け横並びとし、会話はしないこと。また、会食(保護者のみの飲酒を伴う会食含む)は避けること。

5. 県外との往来、県外の人との直接的な接触(会食や生活を共にする等)後の対応

- (1) 緊急事態措置区域等との往来は原則行わないこと。その他の県外との往来に際しては、訪問 先等の感染状況を踏まえて慎重に判断すること。
- (2) 緊急事態措置区域等からの帰県後、PCR 検査等の受検や2週間程度の徹底した健康観察を実施し、PCR 検査等を受検した場合は陰性を確認するまで又は体調に異変がある場合は、活動(通常練習や練習試合、交流試合を含む大会)への参加(指導、活動場所への立ち入りを含む)を見合わせること。
- (3) 県外の人との直接的な接触は、原則行わないこと。 県外からやむを得ず受け入れする場合は、 PCR 検査等により陰性を確認してから受け入れをすること。
- (4) 大会への参加にあたっては、開催日以前の2週間以内に県外との往来がある場合、大会主催者にその内容を申告し、指示を仰ぎその指示に従うこと。

6. その他

- (1) 行政機関又は秋田県スポーツ少年団、関係者の勤務先等から別途方針が示されている場合は、その方針の遵守を最優先すること。
- (2) 本ガイドラインに記載のない事項や変更事項については、適宜通知するものとする。

Ⅲ. 県小連主催・主管の大会開催時における対策

1. 具体的な感染予防対策

大会開催に当たり、以下のとおり参加者が遵守すべき事項を明確にし、協力を求めるものとし、 これらを遵守できない場合や嘘偽報告をした参加者については、他の参加者の安全を確保す る等の観点から、「参加取り消し」又は「途中退場」を求める場合がある。

(1) 参加者の体調等の確認 大会当日、参加者(選手・指導者・保護者等)における以下の事項を提出用名簿で確認する。

- ① 氏名、所属、連絡先(電話番号)等
- ② 当日の体温等(平熱を超える発熱や風邪症状がある場合には、参加を見合わせること。また、体調不良の症状がみられる場合には、速やかに帰宅すること。)
- ③ 実施日前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳、のどの痛み、強い頭痛などの風邪症状
 - ウ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - エ 味覚や嗅覚の異常
 - オ 本人・同居家族を含め、過去 14 日以内に県外への往来や県外の人と接触 ただし、日常的な仕事(物流・運送サービス等を含む)や感染リスクを伴う混雑や会食 を伴わない一時的な入学試験、各種資格試験等のための往来・接触であることが確認で きる場合は参加を認める。(※いずれも行動詳細状況を申告すること。)
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる
 - ※1 上記①~③ア~オについては、提出用名簿に記載のうえ提出すること。
 - ※2 提出用名簿は、万が一の感染者判明の際、濃厚接触者追跡等の対応に使用されることから、作成趣旨を理解のうえ必要事項を記入し、チーム責任者が提出するものとし、上記①~③ア~オに該当項目があった選手またはチームは参加を遠慮していただく場合がある。
 - ※3 上記③カ及びキに該当する場合は、保健所等の許可が得られる(陰性が証明される) まで参加は認められない。(提出用名簿への記載は不要とするが、大会開催にも影響 を及ぼす可能性があることから、事前に主催者に必ず申告すること。)
- (2) マスクの正しい着用(不織布マスクの着用が望ましい。) II. 1. (2)に準じることとし、マスク着用していない場合は、入場を断る場合がある。
- (3) 十分な距離の確保 Ⅱ.1.(3)①及び③に準じること。
- (4) 手洗い・消毒等の実施

大会役員および参加チームごとに、Ⅱ. 1. (4)に準じることとし、大会主催者は、出場チームが消毒する範囲以外の必要箇所を消毒すること。

- (5) 飛沫の拡散防止策試合中を含め、Ⅱ.1.(5)に準じること。
- (6) その他
 - ① 汗拭きタオルは個人用とし、共用しない。また、カゴ等への集約により、個々の所有物が接触することのないよう注意すること。
 - ② 飲み物は個人用のボトルを使用し、共用しないこと。

2. 大会主催者が準備、対応すべき事項

(1) 消毒剤の準備

アルコール等の手指消毒剤を配置し、こまめな消毒実施を周知すること。

(2) 実施要領等の配慮

開閉会式を行わないなど、大会運営においても密にならないことに配慮する。

- (3) 参加者及び保護者等観客の管理
 - ① 参加者や観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じあらかじめ会場(観客席)への入場者数を減らすなどの措置を講ずること。
 - ② 観戦者は、立ち上がらず座って観戦することとし、大声での応援はしない。また、会話はできる限り控えることを周知すること。
 - ③ 内履きは各自持参し、外履きは各自保管とすることを周知すること。
- (4)トイレ及び手洗い場所の使用

トイレ及び手洗い場所は感染リスクが比較的高いと考えられるので以下の事項を管理すること。

- ① 複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水栓トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。
- ② 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)があるか確認すること。
- ③ 手洗いは30秒以上行うことをすべての関係者に周知すること。
- ④ 手洗い後に手をふくためのマイタオルの持参をお願いすること。
- (5) 更衣室、休憩・待機スペースの配慮

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが高いと考えられることから、その使用要領については、会場に応じて、次の事項に留意し利用者へ代表者会議等で別途指示すること。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
- ② 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ・取っ手、テーブル、 椅子等)については、こまめに消毒すること。
- ③ 利用者は、使用の都度、使用スペースの消毒を必ず実施すること。
- (6) 会場の換気

換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行うため、会場管理側と打ち合わせの行い、 窓の開閉等のスムーズな実施について措置を講ずること。(大会関係者及び来場者への協力 依頼等)

- (7) ゴミの廃棄
 - ① 唾液などが付いたごみ(使用済みマスク等を含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛り、 ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用することを周知すること。
 - ② マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することを周知すること。
- (8) 大会後の対応

大会終了後 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、県小連へ速やかに届け出ること。(選手・指導者・保護者及び同居家族等の感染を含む)

3. 大会当日の受付時の留意事項

当日の受付時に参加者が密になることを避け、安全に大会を開催するために以下に配慮

すること。

- (1) 受付に手指消毒剤を配置し、参加者及び来場者全員に手指消毒をしてもらうこと。
- (2) 参加者及び来場者の提出用名簿の内容を確認のうえ受理すること。(事前に検温結果及び体調について記入してもらい、未記入の場合は、記入が完了するまで入場させない。)
- (3) 受付は、アクリル板又は透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。(又はフェイスガードの使用でも可)
- ※4 使用については、状況に応じて判断するものとする。
- (4) 参加者が距離を置いて並べるよう目印の設置を行う等、状況に応じて配慮すること。
- (5) 県外との往来や県外の人・チームとの交流が認められた場合は、必要に応じて PCR 検査陰性証明書の提出を求めること。

4. その他留意事項

- (1) 主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、 当日参加者に提出を求めた提出名簿(Ⅲ.1.(1))を1か月間保存し、主催者が管理する。(期間経過後細裁断のうえ廃棄)
- (2) 大会開催の判断は、Ⅱ.4.(2)に準じること。
- (3) 大会が開催された場合において、やむを得ず昼食を摂る必要がある場合は、Ⅱ. 4. (5)に準じること。
- (4) 大会前1週間以内に、大会関係者(選手、指導者、保護者、役員等)に感染者が発生した場合は、感染者本人にあっては不参加とし、1週間以内の当該チームの活動に感染者本人が参加していた場合は、当該チームも大会には参加してはならない。なお、濃厚接触者が発生した場合は、陰性が確認されるまでは同様の対応とする。

また、大会期間中に大会関係者に感染者又は濃厚接触者が発生した場合は、大会を中止し、大会参加者は PCR 検査等を受け、検査結果に応じて保健所等の指示に従うこと。

<参 考>

- ○新型コロナウイルス感染症対策について(秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部 R4.7.22)
- 〇秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(秋田県体育協会/秋田県スポーツ少年団 R4.7.25)
- ○スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト(日本スポーツ協会 R3.2.15 改訂)

○大会運営ガイドライン

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する感染防止策(日本バレーボール協会 R3.3.5)

- ○活動再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて(日本小学生バレーボール連盟 R2.5.26)
- ○運動・スポーツ活動における新型コロナウイルス感染症の感染拡大・集団感染を防止するためのガイドライン (秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 R2.11.4)